

5. 篠山城下町の将来像と課題

5.1 町並み保存とまちづくりの経緯

5.1.1 昭和 40～50 年代の町並み保存の取り組み

篠山の歴史的景観の中核に位置する篠山城は、昭和 31 年（1956）に史跡指定を受けていたものの石垣の一部は崩れたまま放置されていた。昭和 40 年（1965）頃、住民から篠山城が朽ちたままでは忍びないと石垣修理の募金活動が行われ、それがきっかけとなって昭和 41 年（1966）に指定後初めて石垣修理が行われた。この修理は、荒れた城跡が普通の風景というそれまでの住民の常識が変化する機会になった。歴史的景観は整備を通じて価値を高めるといふ、今日では当たり前のことが篠山において初めて認識されたのである。この石垣修理はその後ほぼ毎年のように継続されることになるが、この整備が歴史的町並みの価値認識にも波及し、昭和 40 年代後半の町並み保存の動きにつながっていく。

昭和 50 年（1975）、国により「伝統的建造物群保存地区」制度が創設され、それに先立ち兵庫県では昭和 46 年（1971）から県内に残る優れた町並みを保存することを目的とし、保存計画策定のための町並みの実態調査を実施した。

篠山は、室津（揖保郡御津町）、平福（佐用郡佐用町）とともに調査対象地となり、昭和 46 年～48 年（1971～1973）において調査が実施された。調査は神戸大学と法政大学に委嘱され、昭和 46 年 10 月からの西新町の調査を端緒に、翌年、翌々年の調査へと継続され、その成果が『兵庫の町並―篠山・室津・平福―』としてまとめられた。

この兵庫県の調査を受けて、昭和 50 年には篠山町が社会状況や各種開発計画の調査を加味し、その上で町並みの保存整備の基本的方向を示す形で、『丹波篠山／その歴史・文化・空間の蘇生』を刊行した。この報告は兵庫県の調査を補完する形でまとめられており、篠山町が伝統的建造物群保存地区指定に向けて具体的に準備を進めようと実施したものである。両報告書ともに、調査の対象地区として、通称御徒士町通りと呼ばれる西新町の武家屋敷群と上、下河原町の商家群を対象としており、両地区が当時から篠山城下町にあって歴史的な町並みを留める地区として評価されていたこ

とが分かる。

この保存対策調査と軌を一にして、昭和 46 年 9 月には、東新町、西新町、南新町、上河原町、下河原町の 5 町の自治会長と篠山町商工会長等により、町並み保存とそれを活かした町づくりのために、歴史の町づくり保存懇談会が当時の篠山町民ホールで開催された。

また、昭和 47 年 7 月には、保存対策調査の調査機関である法政大学、そして実施機関である兵庫県教育委員会を迎え、行政としての篠山町と地元河原町自治会が共催して町並み保存懇談会や講演会が開催された。この頃は、行政や地元自治会の中で町並み保存の意義や手法が検討され、篠山における町並み保存の揺籃期であったと言える。

昭和 50 年には、こういった経緯を踏まえて「町並み保存対策協議会」が発足する。当協議会は西新町、河原町の住民代表と学識経験者、議会代表、行政関係者をもって組織されたもので、両地区の伝統的建造物や町並みを後世に継承するための調査研究を目的とし、事務局は篠山町教育委員会社会教育課に置かれた。設立の趣旨には、「古いものを単なる懷古趣味的に残すのではなく、そこに営まれる生活と一体のものとして文化財を見直していきたい」とあり、町並み保存を町づくりに生かすといった考え方のもと、かなりの意気込みで取り組みが進められた。またこの会を母胎として、そこに都市計画審議会長や観光協会長等を加え、広義に町並み保存を議論する「文化の町篠山を愛する会」が新たに発足している。

この昭和 50 年前後は、篠山において町並み保存が真剣に議論された時期である。昭和 51 年（1976）には河原町において住民との話し合いが持たれ、住民に対しても積極的に働きかけがなされた。当時、歴史的景観都市事務連絡協議会が発足していたが、篠山は第 3 回倉敷大会（昭和 50 年）から参加するとともに妻籠や成羽等の先進地視察も行い、町並み保存の気運を盛り上げようとした時期でもあった。町並み保存対策協議会の取り組みの内容は、「住民との話し合いの場を持つこと」「具体的なプランを検討すること」「町づくり全体計画の中に町並み保存を位置づけること」とされ、伝統的建造物群保存地区制度を前提とした取り組みと位置づけられていた。この意気込みの通り、昭和 53 年

(1978)には篠山町伝統的建造物群保存地区保存条例案と施行規則案が作成され、議会上程へ向けて準備が進められた。しかし、住民間には保存対策協議会ほどの盛り上がりは見られなかった。話し合いの場では出された住民からの意見は、建て替えや改修が自由に行えないという私権の制限、観光客の増加によるゴミ、騒音、プライバシーの侵害といった問題であった。このように住民間において共通理解と合意形成が進まない中、一部住民の感情的対立もあり、保存に向けた取り組みは結局暗礁に乗り上げてしまう。保存対策協議会はこれに対して有効な回答を持ち得ないまま、昭和57年(1982)頃にはその活動が衰退してしまう。昭和56年(1981)に篠山町が、当時の国土庁から「伝統的文化都市環境保存地区整備事業」の対象都市として指定を受け整備計画を策定したが、その中に伝統的建造物群保存地区保存条例の制定を目指すという計画が策定された。その一方で、10年余りに渡って町並み保存の議論が続いただけで結実せずに終わろうとしているという状況認識も披瀝されている。当整備計画に基づき、日本最古の木造建築による裁判所建物が篠山歴史美術館として昭和57年に開館するという成果もあったが、昭和40年代後半からの町並み保存の取り組みは、この時期における保存対策協議会の活動停止とともに一旦消散することになる。

5.1.2 平成以後の町並み保存の取り組み

昭和63年(1988)に、兵庫県のイベントである「ホロンピア88」が篠山町を一つの会場として開催され、祭典に先行して町並み景観の整備をすることになった。篠山町は河原町における電線の地下埋設を計画し、町及び住民並びに電力会社との間でほぼ合意に達し、費用の負担割合を決めるところまで事業計画が進む。この計画は各家庭への電線の引き込み費用の負担問題で暗礁に乗り上げてしまうが、篠山町は歴史的景観保全の取り組みを継続するとともに推進派住民から保存対策の要望も聞きながら、町並み保存の意識を保ち続けることになる。この祭典に合わせて建設された田園交響ホールは、白漆喰風の壁に瓦屋根という城下町の意匠を取り入れて建築されたが、この建物が建築されてのち城下町に中において建築される公共施設並びに旅

館や店舗等の大規模な施設は、このホールの意匠を基調として建築される。意匠の評価は別にして、町並み景観という意識が定着した時期がこの頃であった。

平成5年(1993)、兵庫県の「景観の形成等に関する条例」に基づき景観形成地区の指定を受け、建物の修景に対する助成制度によって町並み保存を図ることになる。この景観形成事業は、今日まで調査地区の町並み保存に一定の役割を果たしてきたところである。一方、河原町の妻入商家の代表例である西坂家住宅を市指定文化財(平成元年)とし、さらに西新町の徒士住宅である安間家を同じく市指定文化財とし公開施設として開館(平成7年)するなど、調査地区の町並みの中枢建築物として保存と活用を図って来ている。史跡篠山城跡においても、二ノ丸御殿において最大の建物であった大書院を平成8年(1996)から4ヶ年をかけて復元建築し城跡の歴史的景観の再生を図ったところである。

平成11年(1999)に多紀郡4町が合併し篠山市が誕生すると、町並み保存の動きが再燃することになる。市では、平成12年(2000)に当該保存地区6町の自治会長に呼びかけるとともに、建築史や都市計画の専門家、行政関係者を含めて篠山城下町伝統的建造物群保存問題検討委員会を設置するとともに再度保存対策調査を実施することとし、平成13年(2001)から3カ年計画で調査を行った。この検討委員会では、保存対策調査の成果に基づき、保存地区の範囲や特定物件の候補を案という形で提示するところまで詰めた議論を行った。このため、保存条例制定後の保存審議会の議論がスムーズに行われるという結果をもたらすことになった。また同時に、検討委員会委員と市が一緒になって地元説明会を開催し、保存の意義や制度の趣旨を説明する中で理解と合意形成を図る活動を行った。昭和40年代からの30年間に及ぶ町並み保存の取り組みという実績が当然あったことだが、住民からは表だった反対や反発の意見は余り聞かれず、町並み保存に対する賛意の声が大半であった。ただ、高齢であったり後継者不在の居住者が地区に多い中、伝統的建造物を未来に渡って管理し続けることの不安や心配の声が多く聞かれた。このことに対する回答は用意しようにも用意できるものではなく、町並み保存の継続的な

取り組みの中で、一つ一つの課題を真摯に考え解決する努力をしていきましょう、お互いに知恵を出し合い住民と行政と一緒に考えて行きましょう、という答えにならない答えを用意して説明に当たった。この平成12年頃からの保存地区における住民リーダー（保存問題検討委員）と行政の一体的な町並み保存の取り組みが、今日の保存条例制定に至る成果を生み出す原動力になったことは紛れのない事実である。特に、保存地区6町の自治会長（当時）の町並み保存にかける真摯な情熱と献身的努力が、各町に町並み保存会を結成させ、合意形成を図っていく主要な力となった。

このように、伝統的建造物群保存地区制度や将来のまちづくりの在り方を説明する中、また各町の自治会や保存会が主体的に共通理解や合意形成に取り組む中、住民間の保存に向けての気運が高まり、平成15年（2003）5月には地元自治会6町から、住民の総意として伝統的建造物群保存地区制度の早期導入を内容とした「伝統的建造物群保存地区制度に係る要望書」の提出があった。市ではこの要望書を受け、同年7月に「篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定し、町並みの恒久的保存と歴史を生かしたまちづくりに向けて、住民と行政が一体となって本格的な取り組みを開始することとした。その手法は伝統的建造物群保存地区制度ということになるが、その本格的な取り組みは今始まったばかりである。



図 5.1-1 篠山城下町伝統的建造物群保存問題検討委員会



図 5.2-2 現地調査



図 5.2-3 地元説明会



図 5.2-4 文化庁現地視察

5.2 町並みを支える居住者

5.2.1 アンケート調査の概要

調査地区内の町並み保存に関わる住民意識と生活の実態を把握するために、265 世帯を対象にアンケート調査を行った。配布・回収は平成 15 年 8 月に行い、回収総数は 180 票、回収率は 67.9%であった。回答は無記名で、調査地区内に居住、あるいは建物を所有している世帯主に対して求めた。(表 5.2-1)

アンケート集計結果について、集計表の比率は、すべて百分率(%)で表し、小数点以下 2 位を四捨五入して算出している。したがって、合計が 100%にならない場合がある。また、設問の中には、2 つ以上の回答を求める設問(複数選択回答)があり、各回答の合計比率が 100%を超える場合がある。

なお、アンケート項目の構成を表 5.2-2 に記す。

表 5.2-1 アンケート配布、回収状況

	西新町	南新町	東新町	小川町	下河原町	上河原町	計
配布票数	65	10	30	20	60	80	265
回収票数	34	7	4	17	54	62	180
回収率	52.3%	70.0%	13.3%	85.0%	90.0%	77.5%	67.9%

表 5.2-2 アンケート項目の構成

1. 回答者の属性について
・性別・年代
・職業
・家族構成
・居住年数
・後継者
2. 現在の家屋について
・家屋の種別
・住み良い点
・住みにくい点
・定住意向
・家屋の建替え
・家屋の改裝、改築
3. 自家用車、駐車場について
4. まち全体について
・まちの環境
・観光客について
・まちの将来像

5.2.2 アンケート調査の結果

1) 回答者の属性

①性別・年代

回答者 180 人中、男性の割合は 56.1%、女性の割合は 27.2% (不明 16.7%) と男性の割合が多くなっている。年代別では 65~74 歳が最も多く 26.7%を占め、

ついで 75 歳以上 (19.4%)、55~64 歳 (13.3%) と 55 歳以上が 6 割以上を占める。

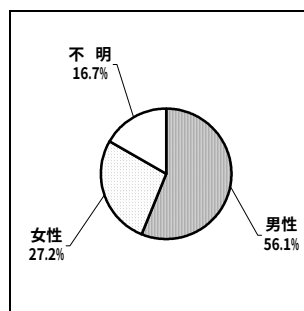


図 5.2-1 性別

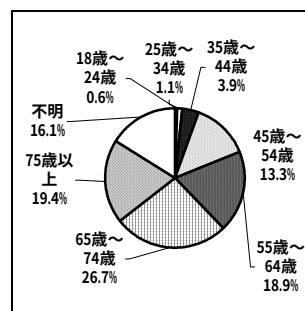


図 5.2-2 年齢

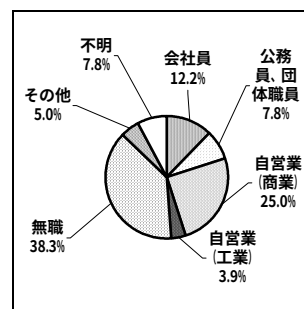


図 5.2-3 職業

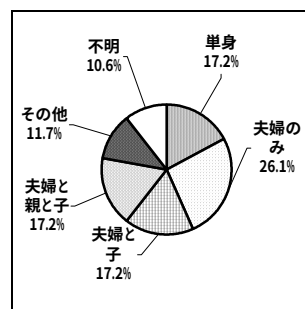


図 5.2-4 家族構成

②職業

職業は「無職」が最も多く、38.3%を占める。また、就労者の中では、「自営業(商業)」が 25.0%と最も多く、ついで「会社員」(12.2%)、「公務員・団体職員」(7.8%)となっている。

③家族構成

家族構成は「夫婦のみ」が 26.1%と最も高く、ついで「単身」「夫婦と子」「夫婦と親と子」が共に 17.2%となっている。また、世帯人数では「1 人」が 26.1%と最も多く、ついで「2 人」(23.9%)、「3 人」(18.3%)となっている。

④居住年数

「生まれたときから現在の敷地に住んでいる」という回答は 31.7%となっている。また、転居してきた人のうち 45.5%は昭和戦後からとなる。

⑤後継者の有無

また、家屋の後継者に関して、「決まっていと一緒に住んでいる」(17.2%)、「決まってい、いずれ帰ってくる」(13.3%)という回答は合わせて 3 割程度(30.5%)となっており、「後継者候補はいるが、実際に跡を継ぐかは未定」、あるいは「跡を継ぐものはいない」という回答は合わせて 5 割程度(49.0%)となっている。

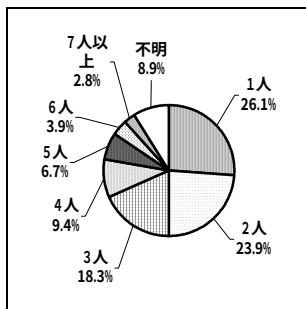


図 5.2-5 世帯人数

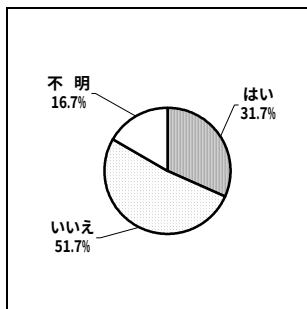


図 5.2-6 生まれたときから現在の敷地に住んでいるかどうか

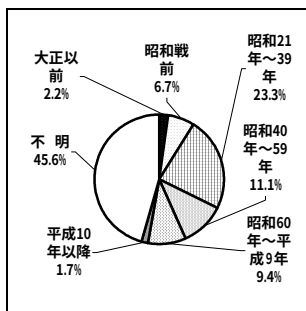


図 5.2-7 居住開始年代

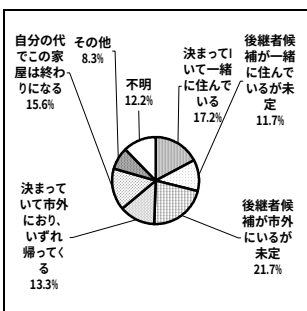


図 5.2-8 家屋の後継者

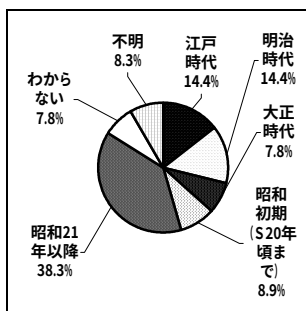


図 5.2-9 建設時期

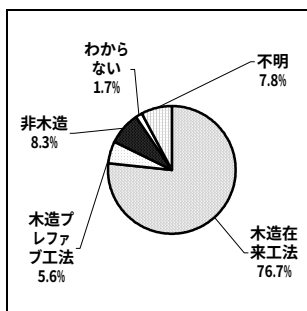


図 5.2-10 家屋の種類

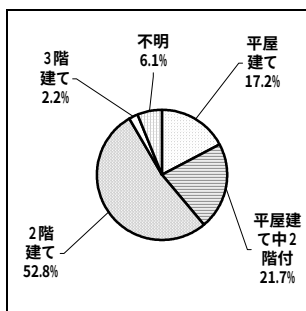


図 5.2-11 階数

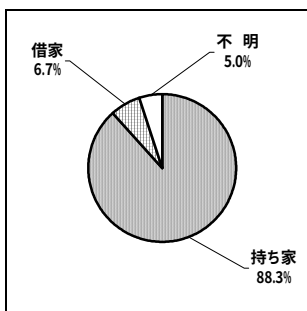


図 5.2-12 家屋の所有

2) 現在の家屋について

①家屋の種別

家屋の建設時期に対しては、全体の約 45%が昭和初期までに建設されており、中でも江戸時代に建設されたものが 14.4%存在する。また、家屋の 76.7%は「木造在来工法」で建設される。家屋の階数も 2 階建て以下が 9 割以上を占め、中でも「平屋建て中 2 階付」が 21.7% 存在する。なお、家屋は持ち家が多く、88.3%を占める。

②住み良い点

住みよい点に関しては、「風通しが良い」との回答が 47.2%と最も多く、ついで「中庭の植栽などに季節を感じられること」(45.6%)、「日当たりが良い」(31.7%)となっている。また、地域別に見ると、西新町・南新町・東新町では「風通しが良い」「日当たりが良い」という回答が多く(「風通しが良い」-西新町 70.6%、南新町 57.1、東新町 75.0、「日当たりが良い」-西新町 55.9%、南新町 71.4%、東新町 75.0%)、独立した武家屋敷の特徴を表している。また、小川町・下河原町・上河原町では「中庭の植栽などに季節を感じられること」という回答が多くなっており(小川町 58.8%、下河原町 53.7%、上河原町 32.3%)、町家の特徴を表している。

③住みにくい点

住みにくい点に関しては、「建物が老朽化している」との回答が 35.0%と最も多く、ついで「家屋の修繕や修理などに費用がかかる」(33.9%)となっている。これらは各町共通して回答が多い。また、「地震が起こった時に倒壊しないか不安」(30.0%)「火災がおこったときのことを考えると不安」(26.1%)という防災に関する不安も高い割合を示す。町別では下河原町、上河原町で「日当たりが悪い」「湿気が多い」という回答も多くなっている(「日当たりが悪い」-下河原町 33.3%、上河原町 24.2%、「湿気が多い」-下河原町 25.9%、上河原町 25.8%)

④定住意向

定住意向に関して、「ずっと住み続ける」という回答は 41.1%で、「当面住み続ける」(23.9%)と合わせると 6 割以上となっている。

⑤家屋の建替え

家屋の建替えに関して、「建替えをせずに今のまま修理しながら継承したい」という回答が 36.7%と最も多い。また町別では、南新町で「建替えや修理はせずにこのまま住めなくなるまで使用したい」との意見が多い。

⑥家屋の改装、改築

家屋の改装、改築に関して、「老朽化対策をしたい」という回答が 26.1%と最も多く、ついで「屋根や外壁などからの雨漏りを直したい」(18.9%)となっている。また町別では、西新町・南新町において「このままで十分なので改装をする気はない」との意見が多くなっている(西新町 26.5%、南新町 42.9%)。

図 5.2-13 住み良い点

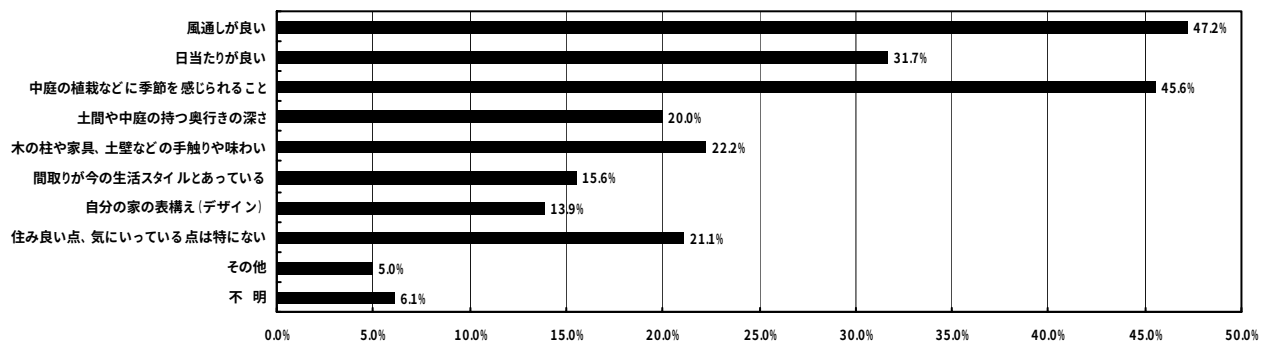


表 5.2-3 住み良い点 (町別)

	調査数	風通しが良い	日当たりが良い	中庭の植栽などに季節を感じられること	土間や中庭の持つ奥行きや深さ	木の柱や家具、土壁などの手触りや味わい	間取りが今の生活スタイルとあっている	自分の家の表構え(デザイン)	住みよい点気に入っている点は特にない	その他	不明
合計	100.0%	47.2	31.7	45.6	20.0	22.2	15.6	13.9	21.1	5.0	6.1
西新町	100.0%	70.6	55.9	47.1	26.5	26.5	17.6	17.6	14.7	5.9	0.0
南新町	100.0%	57.1	71.4	57.1	0.0	28.6	28.6	42.9	14.3	14.3	0.0
東新町	100.0%	75.0	75.0	50.0	0.0	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0
小川町	100.0%	41.2	29.4	58.8	17.6	17.6	17.6	5.9	23.5	0.0	0.0
下河原町	100.0%	48.1	22.2	53.7	27.8	27.8	13.0	13.0	24.1	5.6	1.9
上河原町	100.0%	30.6	19.4	32.3	12.9	14.5	14.5	9.7	22.6	4.8	16.1

図 5.2-14 住みにくい点

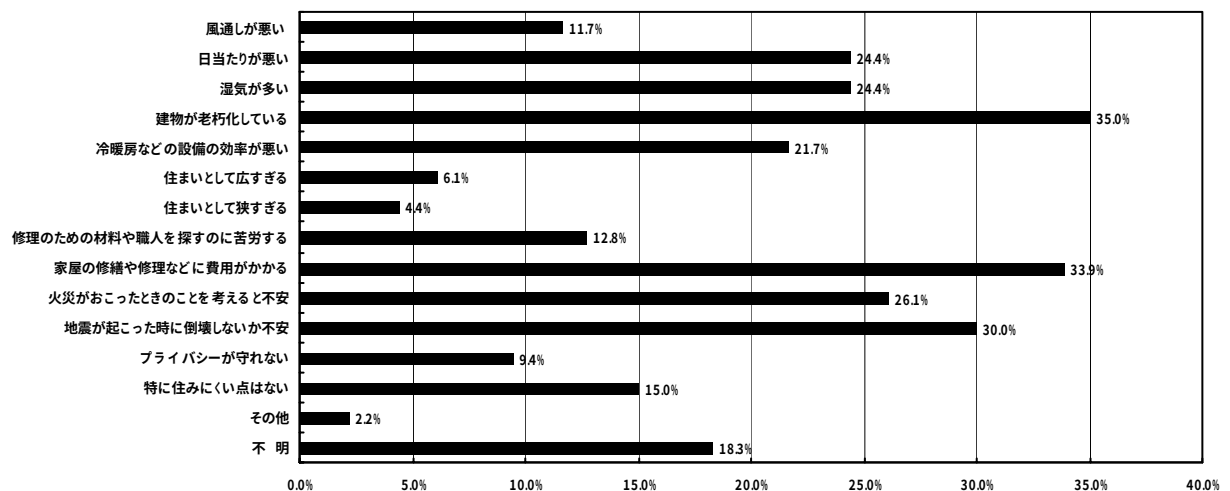


表 5.2-4 住みにくい点 (町別)

	調査数	風通しが悪い	日当たりが悪い	湿気が多い	建物が老朽化している	冷暖房などの設備の効率が悪い	住まいとして広すぎる	住まいとして狭すぎる	修理のための材料や職人を探すのに苦労する	家屋の修繕や修理などに費用がかかる	火災がおこったときのことを考えると不安	地震が起こった時に倒壊しないか不安	プライバシーが守れない	特に住みにくい点はない	その他	不明
合計	100.0%	11.7	24.4	24.4	35.0	21.7	6.1	4.4	12.8	33.9	26.1	30.0	9.4	15.0	2.2	18.3
西新町	100.0%	2.9	11.8	23.5	32.4	20.6	5.9	2.9	14.7	38.2	17.6	14.7	8.8	26.5	5.9	8.8
南新町	100.0%	14.3	0.0	14.3	42.9	28.6	14.3	14.3	0.0	14.3	14.3	0.0	0.0	14.3	0.0	14.3
東新町	100.0%	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0	50.0
小川町	100.0%	2.9	11.8	23.5	32.4	20.6	5.9	2.9	14.7	38.2	17.6	14.7	8.8	26.5	5.9	8.8
下河原町	100.0%	18.5	33.3	25.9	40.7	31.5	11.1	5.6	16.7	44.4	40.7	42.6	11.1	9.3	1.9	14.8
上河原町	100.0%	11.3	24.2	25.8	29.0	11.3	0.0	4.8	8.1	22.6	21.0	24.2	6.5	14.5	1.6	29.0

図 5.2-15 定住意向

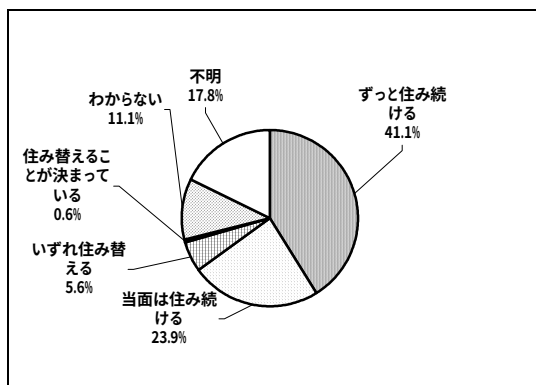


表 5.2-5 定住意向 (町別)

	調査数	ずっと住み続ける	当面は住み続ける	いずれ住み替える	住み替えることが決まっている	わからない	不明
合計	100.0%	41.1	23.9	5.6	0.6	11.1	17.8
西新町	100.0%	50.0	29.4	0.0	2.9	8.8	8.8
南新町	100.0%	42.9	28.6	14.3	0.0	14.3	0.0
東新町	100.0%	25.0	0	25.0	0	0	50.0
小川町	100.0%	58.8	23.5	5.9	0.0	11.8	0.0
下河原町	100.0%	37.0	33.3	1.9	0.0	13.0	14.8
上河原町	100.0%	37.0	33.3	1.9	0.0	13.0	14.8

図 5.2-16 家屋の建替え

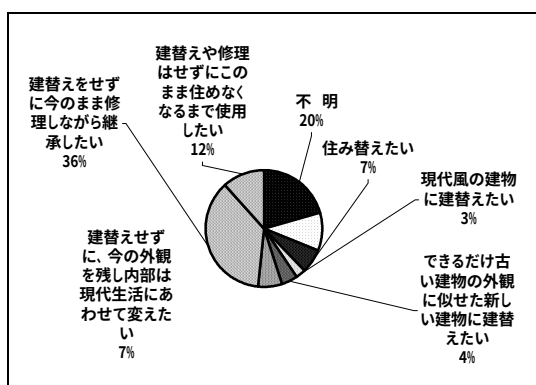


表 5.2-6 家屋の建替え (町別)

	調査数	建替えをせずに今のまま修理しながら継承したい	建替えをせずに今のまま住めなくなるまで使用したい	建替えをせずに今の外観を残し内部は現代生活にあわせて変えたい	建替えせずに、今の外観を残り内部新しい建物に建替えたい	できるだけ古い建物の外観に似せた新しい建物に建替えたい	現代風の建物に建替えたい	住み替えたい	わからない	不明
合計	100.0%	11.7	36.7	6.7	4.4	2.8	6.7	10.6	20.6	
西新町	100.0%	14.7	58.8	0.0	2.9	0.0	5.9	11.8	5.9	
南新町	100.0%	57.1	14.3	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	14.3	
東新町	100.0%	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	50.0	
小川町	100.0%	17.6	35.3	17.6	5.9	5.9	0.0	5.9	11.8	
下河原町	100.0%	3.7	42.6	11.1	5.6	0.0	5.6	16.7	14.8	
上河原町	100.0%	8.1	24.2	4.8	3.2	6.5	9.7	8.1	35.5	

図 5.2-17 家屋の改修、改築

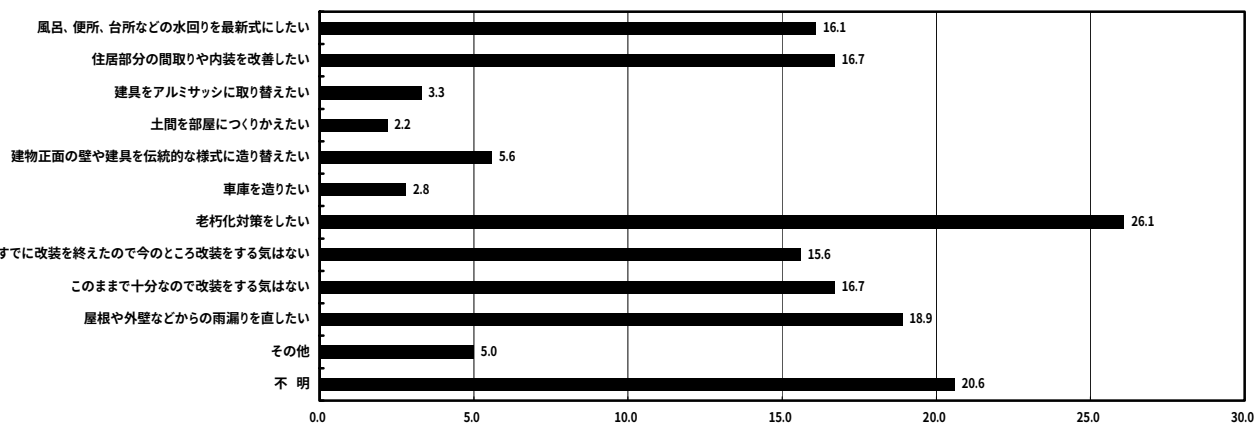


表 5.2-7 家屋の改修、改築 (町別)

	調査数	風呂、便所、台所などの水回りを最新式にしたい	住居部分の間取りや内装を改善したい	建具をアルミサッシに取り替えたい	土間を部屋につくりかえたい	建物正面の壁や建具を伝統的な様式に造り替えたい	車庫を造りたい	老朽化対策をしたい	すでに改築を終えたので今のところ改築をする気はない	このままで十分なので改築をする気はない	屋根や外壁などからの雨漏りを直したい	その他	不明
合計	100.0%	16.1	16.7	3.3	3.2	5.6	2.8	26.1	15.6	16.7	18.9	5.0	20.6
西新町	100.0%	20.6	8.8	2.9	0.0	0.0	0.0	20.6	14.7	26.5	17.6	8.8	11.8
南新町	100.0%	14.3	14.3	0.0	14.3	0.0	14.3	14.3	42.9	0.0	0.0	0.0	14.3
東新町	100.0%	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	50.0
小川町	100.0%	11.8	17.6	5.9	0.0	11.8	5.9	41.2	29.4	17.6	17.6	0.0	5.9
下河原町	100.0%	16.7	18.5	3.7	1.9	9.3	3.7	31.5	18.5	11.1	24.1	7.4	16.7
上河原町	100.0%	14.5	21.0	3.2	3.2	4.8	1.6	22.6	9.7	12.9	17.7	3.2	32.3

3) 自家用車・駐車場について

自家用車を所有している世帯は全体の 73.3%にのぼる。さらに2台以上所有している世帯は46.1%となっている。また町別では、下・上河原町において、自家用車を複数台所有する世帯が多い。

4) まち全体について

① まちの環境

現在のまちの環境に対して、「火事や地震等がおこったときに防災面で不安がある」という回答が38.3%と最も多い。また町別では、南新町、東新町で「観光客用の駐車場・トイレ・休憩所などの施設が少ない」という回答が多く（南新町 57.1%、東新町 75.0%）、また、西新町、南新町、東新町、小川町で「街灯が少なく夜道が歩きにくい」という意見が多くなっている（西新町 41.2%、南新町 57.1%、東新町 75.0%、小川町 41.2%）。

② 観光客について

観光客に対して、「歓迎する」という回答が最も多く52.2%を占め、ついで「歓迎はしないがまちにとっては良いことである」（26.1%）となっている。

③ まちの将来像

まちの将来像に対して、「町並みの保存を進める歴史と文化の薫るまち」という回答が47.8%と最も高く、ついで「住んでいる人と訪れる人の交流が図れるあたたかなまち」（37.8%）となっている。

図 5.2-18 自家用車の所有台数

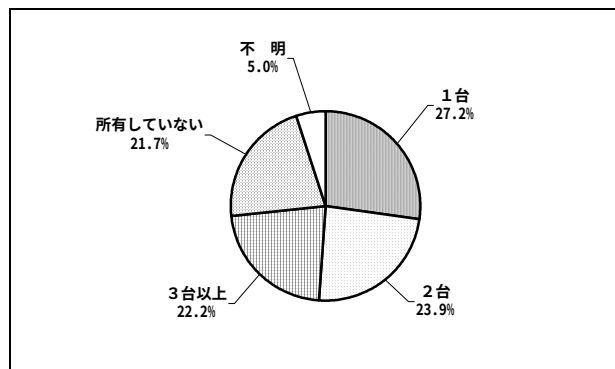


表 5.2-8 自家用車の所有台数（地域別）

	調査数	1台	2台	3台以上	所有していない	不明
合計	100.0%	27.2	23.9	22.2	21.7	5.0
西新町	100.0%	41.2	26.5	11.8	20.6	0.0
南新町	100.0%	42.9	0.0	42.9	14.3	0.0
東新町	100.0%	50	0.0	25.0	25.0	0
小川町	100.0%	23.5	29.4	11.8	35.3	0.0
下河原町	100.0%	22.2	27.8	27.8	18.5	3.7
上河原町	100.0%	21.0	22.6	24.2	21.0	11.3

図 5.2-19 自家用車の駐車方法

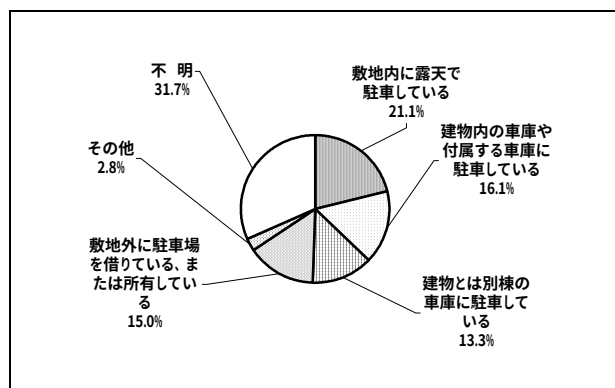


表 5.2-9 自家用車の駐車方法（地域別）

	調査数	敷地内に露天で駐車している	建物内の車庫や付属する車庫に駐車している	建物とは別棟の車庫に駐車している	敷地外に駐車場を借りている、または所有している	その他	不明
合計	100.0%	21.1	16.1	13.3	15.0	2.8	31.7
西新町	100.0%	26.5	20.6	8.8	17.6	5.9	20.6
南新町	100.0%	71.4	0.0	14.3	0.0	0.0	50.0
東新町	100.0%	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0
小川町	100.0%	17.6	5.9	5.9	29.4	5.9	35.3
下河原町	100.0%	22.2	5.6	14.8	22.2	3.7	31.5
上河原町	100.0%	14.5	29.0	14.5	4.8	0.0	37.1

図 5.2-20 現在のまちの環境

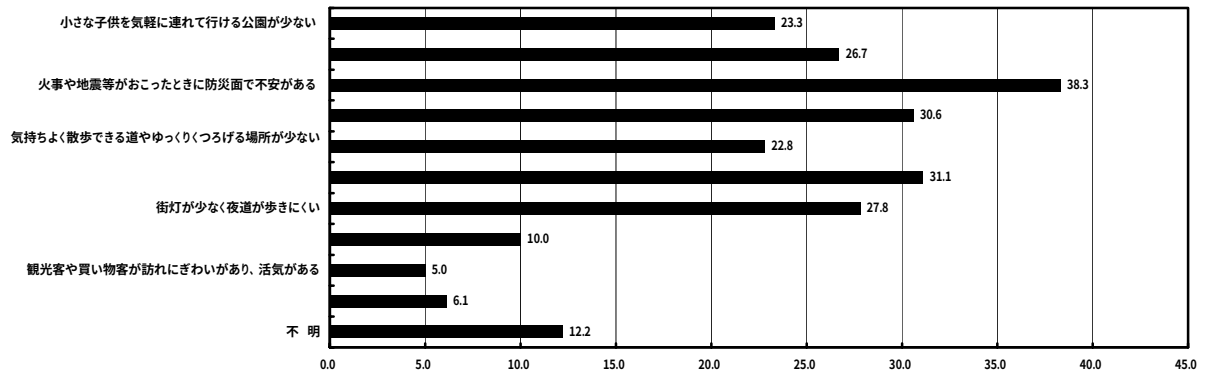


表 5.2-10 現在のまちの環境（町別）

	調査数	小さな子供を気軽に連れて行ける公園が少ない	小さな子供を気軽に連れて行ける公園が少ない	火事や地震等がおこったときに防災面で不安がある	火事や地震等がおこったときに防災面で不安がある	気持ちよく散歩できる道やゆっくりくつろげる場所が少ない	気持ちよく散歩できる道やゆっくりくつろげる場所が少ない	街灯が少なく夜道が歩きにくい	街灯が少なく夜道が歩きにくい	観光客や買い物客が訪れにぎわいがあり、活気がある	観光客や買い物客が訪れにぎわいがあり、活気がある	その他	不明
合計	100.0%	23.3	26.7	38.3	30.6	22.8	31.1	27.8	10.0	5.0	6.1	12.2	
西新町	100.0%	29.4	14.7	23.5	29.4	32.4	29.4	41.2	11.8	8.8	2.9	11.8	
南新町	100.0%	28.6	57.1	0.0	57.1	28.6	57.1	57.1	14.3	14.3	0.0	0.0	
東新町	100.0%	25.0	25.0	0.0	25.0	25.0	75.0	75.0	0.0	50.0	25.0	0.0	
小川町	100.0%	23.5	11.8	41.2	23.5	23.5	23.5	41.2	5.9	0.0	11.8	11.8	
下河原町	100.0%	14.8	40.7	57.4	35.2	13.0	35.2	22.2	7.4	0.0	3.7	3.7	
上河原町	100.0%	25.8	21.0	37.1	25.8	25.8	25.8	16.1	12.9	4.8	8.1	22.6	

図 5.2-21 観光客について

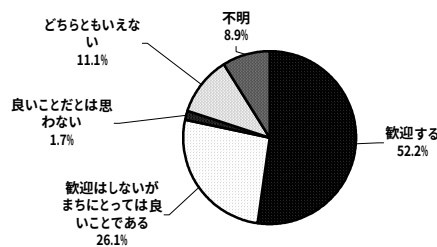


表 5.2-11 観光客について（町別）

	調査数	歓迎する	歓迎はしないがまちにとっては良いことである	歓迎はしないがまちにとっては良いことである	どちらともいえない	不明
合計	100.0%	52.2	26.1	1.7	11.1	8.9
西新町	100.0%	41.2	38.2	2.9	14.7	2.9
南新町	100.0%	57.1	28.6	0.0	14.3	0.0
東新町	100.0%	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小川町	100.0%	64.7	23.5	5.9	5.9	0.0
下河原町	100.0%	61.1	20.4	0.0	11.1	7.4
上河原町	100.0%	45.2	24.2	1.6	11.3	17.7

図 5.2-22 まちの将来像

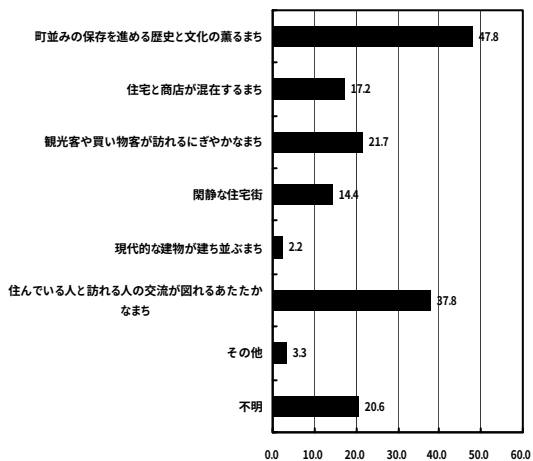


表 5.2-12 まちの将来像（町別）

	調査数	町並みの保存を進める歴史と文化の薫るまち	町並みの保存を進める歴史と文化の薫るまち	住宅と商店が混在するまち	住宅と商店が混在するまち	観光客や買い物客が訪れるにぎやかなまち	観光客や買い物客が訪れるにぎやかなまち	閑静な住宅街	閑静な住宅街	現代的な建物が建ち並ぶまち	現代的な建物が建ち並ぶまち	住んでいる人と訪れる人の交流が図れるあたたかなまち	住んでいる人と訪れる人の交流が図れるあたたかなまち	その他	不明
合計	100.0%	47.8	17.2	21.7	14.4	2.2	37.8	3.3	20.6						
西新町	100.0%	52.9	17.6	26.5	35.3	0.0	50.0	5.9	8.8						
南新町	100.0%	71.4	14.3	28.6	42.9	0.0	14.3	0.0	0.0						
東新町	100.0%	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0	50.0	0.0	50.0						
小川町	100.0%	58.8	17.6	58.8	11.8	0.0	41.2	0.0	5.9						
下河原町	100.0%	35.5	14.5	12.9	4.8	4.8	32.3	1.6	32.3						
上河原町	100.0%	35.5	14.5	12.9	4.8	4.8	32.3	1.6	32.3						

5.3 町並み保存の課題

1) 住み続ける意志

篠山城下町は、江戸時代から明治時代建てられた武家屋敷や町屋、敷地割りが一体的に数多く残されており、優れた伝統的な町並みを形成している。

これらの伝統的建造物居住者へのアンケート調査やヒアリング調査の結果、住民の60%以上が今後も住み続けたいという意向をもっており、将来にわたって「町並みの保存を進める歴史と文化の薫るまち」であってほしいと考えている。

このような住民の意識は、昭和40年頃篠山城の石垣修理への住民の取組に始まり、昭和46年からはじまった伝統的な町並みの調査や、その後の住民の取組や議論の積み重ねの上に形成されていると考えられる。

2) 伝統的建造物への不安

一方、多くが江戸時代から明治時代に建てられた伝統的建造物としての家屋の状況は、老朽化が進み、現代的生活スタイルとの乖離がみられる。また、阪神淡路大震災を経験した住民にとって、地震や火災などに対する防災性についても不安を感じている。

さらに、住民の高齢化が進行しており、伝統的建造物を将来にわたって継承していく後継者が少なくなってきた。

老朽化や居住性改善のための改修や修繕には多大の費用を要することから、伝統的町並みや建造物に愛着や誇りをもち、その保存の意義を認める住民の意識とは裏腹に、建物を健全な状態で住み続けながら保存していくことに抵抗感をもっているのが実態である。

また、伝統的な町並みを保存していくためには、建造物を修理・修繕するために伝統的な技法を用いることが必要とされるが、そのための費用も通常の修理・修繕に比べ高額となる。

3) 町並み保存の課題

このような住民を取り巻く状況の中で、伝統的建造物を保存していくためには、保存そのものが住民の生活と密接に結びついたものであることが必要である。

伝統的建造物を保存することによって、町全体が活

性化し若者の定住環境として魅力あるものとするのが最も大きな課題といえる。

そのためには、伝統的町並みの保存を通じてめざすまちの将来像を明らかにし、その中で住民の要求を調整していくことが求められる。

個々の伝統的建造物や、伝統的建造物以外の建造物についても、修理や修景により居住環境がどのように改善され、若者も定住する環境として魅力あるまちとなるか住民の合意形成が必要である。

また、個々の建造物のみでなく、道路や駐車場、広場、公園、その他公共施設などについてもまち全体としてのあり方を検討していくことが必要である。

4) 住民主体の町並み保存

町並み保存は短期的な取組ではなく、歴史的文化遺産を未来の伝えていくという意味で住民の生活を含め永久に続く取組であることから、その活動の主体は住民である。

一方、伝統的建造物を保存していくことは歴史的文化遺産を未来に継承するという社会的使命も担っている。したがって、行政を含め住民全体で持続的活動を展開できるようパートナーシップを確立し、また多くの住民が共存していくことを可能にするまちづくり組織が必要とされる。

5.4 町並み保存構想

5.4.1 町並み保存の考え方

1) 町並み保存の考え方

現在篠山市は、少子高齢化、人口減少、高齢者や障害者等の福祉、環境問題等、多くの課題を抱えている。篠山城下町についても、篠山市の中心市街地でありながら衰退や空洞化が進み、同様の課題を抱えている。特に今後この地域を牽引していく存在になる若い世代が大幅に減少していることから、今後のまちづくりに不安を抱えている。

これら課題の原因は一つではなく様々な要因が重なり生じているため、その解決も簡単ではないが、これらの課題を改善する方策を少しずつでも進め解決の方向へ持っていくことが重要である。

これらの課題に対応するためには、まず地域自身が課題を解決できる活力を持つことが重要である。行政など外部からの働きかけによるのではなく、地域自らの力によらなければ継続的な力にはなり得ないため、地域自身の地力を取り戻す必要がある。地域自身が活力を取り戻すには様々な方法があると思われるが、篠山の場合、地域に残された歴史的文化遺産を活用することが大きな柱になると考えられる。

歴史的文化遺産とは、先人たちによって育まれた歴史や文化、環境などを指し、それらは地域のアイデンティティそのものである。篠山には豊かな自然環境を背景にして、歴史的な建造物や仏像などの文化財、田楽踊りなどの民俗芸能、黒豆や栗、猪肉などの食材、丹波焼及び丹波木綿などの伝統工芸など多種多様な歴史的文化遺産が存在する。

これら先人たちが大切に継承してきた歴史的文化遺産を核にまちづくりを進めることで、住民が地域の歴史、文化、環境を見直すきっかけを作ることになり、それが自分の住む地域に誇りを持ち、住民の一体感を生むことにつながるのではないかと。そのことによって地域住民自らが参画する積極的なまちづくりが進み、魅力と活力を取り戻す契機になり、様々な課題解決の一助になるのではないかとと思われる。

篠山城下町における歴史的文化遺産の核となるものは史跡篠山城跡を中心とした歴史的な町並みである。

篠山城下町は武家屋敷と妻入町家の町並みが良好な保存状況を維持しているという特徴を持ち、少なくとも近畿周辺では有数の良好な保存状態であることが今回の調査で明らかになっている。これら貴重な町並みを保存、活用し、市民共有の財産として次世代に継承し、町並みを核として地域の活性化を図る取り組みは、行政や第三者の押しつけではなく、住民が主体となった継続的な活動が必要となる。

2) 町並み保存の方法

町並みを核としたまちづくりを進めるにあたっては、博物館のように見せることや観光振興を目的とせず、住民がいつまでも住み続けたいと実感できるようなまちづくりに留意しなければならない。そのためには、住民の生活環境の向上を図ることが重要であり、住民がいつまでもその町並みを構成している建物に住み続けることができるような支援が必要である。特に歴史的な町並みを構成している伝統的建造物の維持、管理には多額の費用がかかり、住民の大きな負担になっている。住民に住み続けたいという意志があっても、その維持が困難になれば除却したり、手放さざるを得ない状況が想定される。そうなれば、活きた町並みの存続自体が難しくなってしまう。

現在、篠山城下町は兵庫県の「景観の形成等に関する条例」に基づき、景観形成地区に指定されており、建物の修景に対する助成制度が適用され、町並み保存に対して一定の成果を上げてきた。しかしながら、届出制の景観形成地区にあっては行政による指導力を発揮しづらく、また一定の負担軽減になっているものの、歴史的な建造物の価値を存続するには十分とは言えない状況にある。

そこで篠山城下町の中でも特に重要な地区については、許可制度及び適切な助成制度を整備し、町並み保存に対応する必要がある。このためには文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区制度（伝建制度）を活用し、伝統的建造物群保存地区の都市計画決定を行った上で、重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指すことが最善の方法と考えられる。

伝建制度において最大のメリットは、一定の制約はあるものの住民が普通に生活しながら活きた町並みとしての文化財的価値を高めることができるということ

と、他事業のように最終年度がなく町並みが文化財としての価値を有する限り永遠に続く制度であるということである。これによって、住民がいつまでも住み続ける環境を存続させることが可能になる。また伝建制度の修理・修景事業を継続的に進めることにより町並みの価値が高まり、今まで何気なく住んでいた住民にその地域を誇りに思う気持ちが生まれ、これからも住み続けようという意欲が芽生えるものと思われる。

しかしながらメリットがあれば当然デメリットもあり、伝建地区決定後は、現状変更の許可が必要になったり、自由な建物の建築ができなくなったりするなどの制約がかかるが、それは歴史的文化遺産を活かしたまちづくりのルールとして、住民で合意を図る必要がある。また、理解と協力を得られるように制度や保存計画の内容をより充実させ、真摯な説明を行うことが行政に求められる。

町並みという歴史的文化遺産を活用したまちづくりを進めることは、篠山城下町が抱える様々な課題の解決につながり、その取り組みには伝建制度を活用することが最善であると述べたが、次に伝建制度を活用した町並み保存の具体的な方針や今後の取り組みについて検討する。

5.4.2 町並み保存の方針

1) 保存計画の考え方

伝建制度における保存計画は、一定地域を保存地区として設定した上で、その保存地区の歴史や自然が形成してきた固有の景観を、保存地区住民ひいては市民共有の財産として保存するとともに、交流や情報発信を通したまちづくりに活用することにより、保存地区の生活環境の向上と文化環境の発展に資することを目的として立案する。

保存計画ではまず、社会的、空間的に町並みの固有性を反映した保存地区の設定を行う。これにより今後、保存地区の歴史的環境を維持形成していく空間と住民の関係が明らかになる。続いて地区の特性を際立たせるために、保存計画の枠組みを保存地区の町並みの将来像を見据えながら戦略的に設定する。保存計画は保存地区の歴史的環境を維持形成するためのマスタープランと位置づけられる。

2) 保存地区の考え方

保存すべき地区を設定するにあたっては、以下に述べる6つの条件を考慮し、篠山城下町で最もふさわしくかつ実際の保存にとって妥当な範囲を設定する。

第一に歴史的景観があまり変わらずに残っている範囲として、篠山城跡と武家地では西新町、町人地では下河原町、上河原町が対象となる。

第二に江戸時代の武家住宅や妻入町家などの伝統的な建造物がよく残っている範囲として、武家地では西新町、東新町、町人地では小川町、下河原町、上河原町が対象となる。

第三に昭和戦前期までの伝統的な建造物があまり改変を受けずに残っている範囲として、武家地では西新町、南新町、東新町、町人地では小川町、下河原町、上河原町が対象となる。

第四に城下町の歴史を示す樹木や水路などの環境物件がよく残っている範囲として、篠山城跡と西新町、南新町、東新町、小川町、下河原町が対象となる。

第五に篠山城跡を含めて歴史的町並みが繋がりとまとまりを持っている範囲として、篠山城跡と西新町から上河原町の市道を介在した区域が対象となる。

第六に江戸時代や明治初期の歴史資料に基づいた城下町の町並みとしてよく残っている範囲として、武家地としては西新町、南新町、東新町、町人地では小川町、下河原町、上河原町が対象となる。

以上の条件を考慮して、保存地区として篠山城跡を中心に西新町、南新町、東新町、小川町、下河原町、上河原町を結ぶ地域を保存地区の対象として検討する。

(表 5.4-1) (図 5.4-1)

表 5.4-1 保存地区の考え方

歴史的景観があまり変わらずに残っている範囲	江戸時代の武家住宅や妻入町家などの伝統的な建造物がよく残っている範囲	昭和戦前期までの伝統的な建造物があまり改変を受けずに残っている範囲	城下町の歴史を示す樹木や水路などの環境物件がよく残っている範囲	篠山城跡を含めて歴史的町並みが繋がりとまとまりを持っている範囲	江戸時代や明治初期の歴史資料に基づいた城下町の町並みとしてよく残っている範囲
篠山城跡 西新町 下河原町 上河原町	西新町 南新町 東新町 小川町 下河原町 上河原町	西新町 南新町 東新町 小川町 下河原町 上河原町	篠山城跡 西新町 南新町 東新町 小川町 下河原町	篠山城跡と西新町から上河原町の市道を介在した区域	西新町 南新町 東新町 小川町 下河原町 上河原町
篠山城跡を中心に西新町、南新町、東新町、小川町、下河原町、上河原町を結ぶ地域					

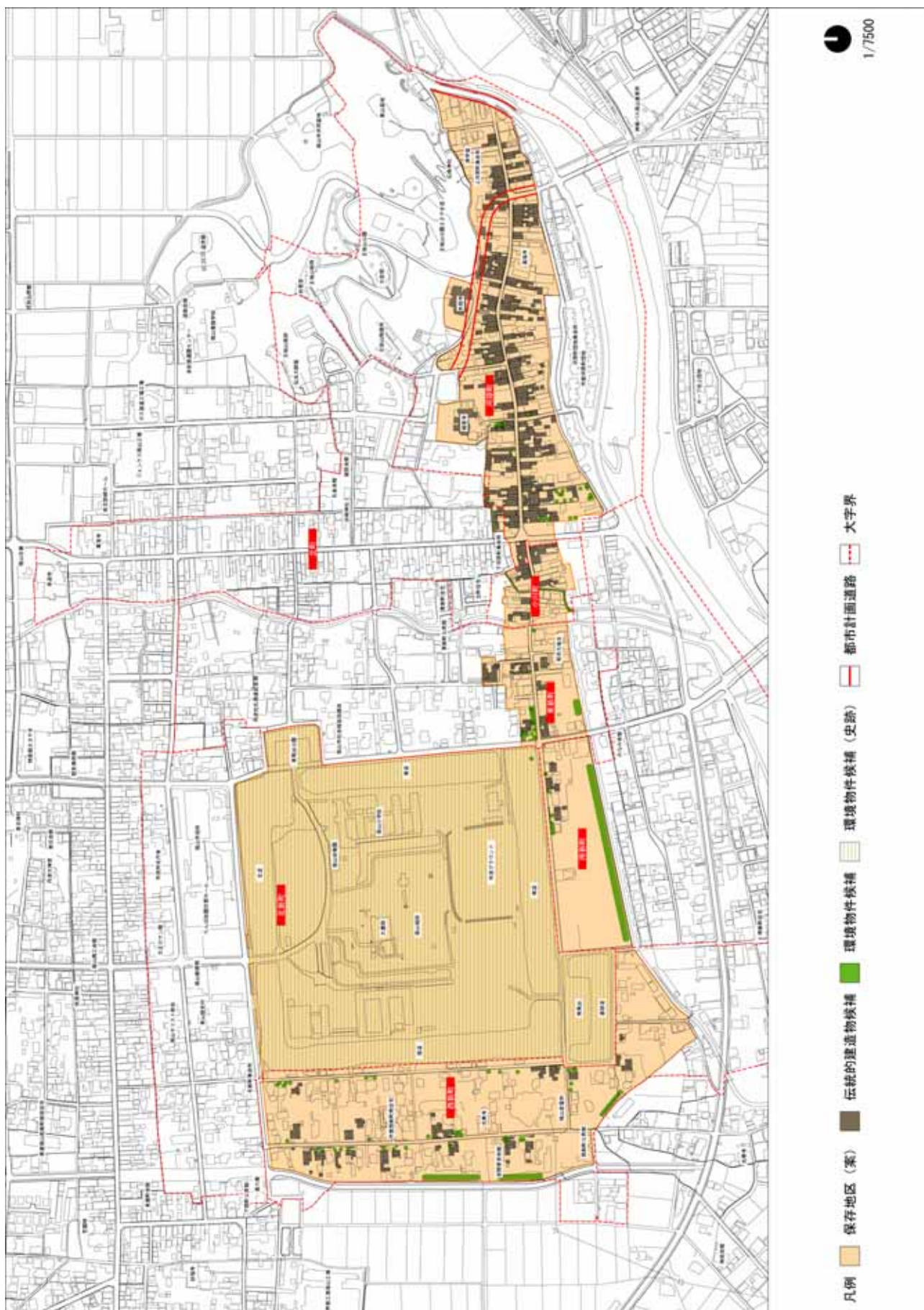


図 5.4-1 保存地区範囲図(案)

※伝統的建造物-建築物候補 225 件(内訳:主屋 107 件、離れ 37 件、土蔵 64 件、納屋 11 件、長屋門 4 件、寺院 2 件) 伝統的建造物-工作物候補 69 件(内訳:門 16 件、塀 53 件) 環境物件候補 122 件(内訳:樹木 91 件、生垣 5 件、竹藪 23 件、水路 2 件、史跡 1 件)
 ※上記の数字には都市計画道路線内にある伝統的建造物候補 17 件(内訳:建築物 14 件、工作物 3 件)を含んでいない。

3) 保存計画の方針

保存地区は、江戸時代初期に都市計画された城下町の町割りや敷地割りを基盤として、近世の武家住宅を始め近世から近代にかけての町家、近代和風住宅、また寺社建築物などが各時代の特色を保ちながら、篠山城とともに一体的に歴史的景観を形成する地域となっている。さらに城下町防御のために植えられた竹林や住宅の庭木などが歴史的町並みに調和して、篠山を代表する歴史的風致を形成している。こういった篠山固有の歴史的景観は保存地区の住民や篠山市民にとってかけがえのない財産と言え、全国的に見ても江戸時代から近代に至る城下町の景観を知る上で貴重な文化財と位置づけることが可能である。

保存地区を保存していくためには、篠山の個性豊かな歴史的景観を後世に守り伝えることが基本となることは当然であるが、同時に地域住民や市民の参画と協働が必要不可欠なことは言うまでもなく、保存地区の伝統的建造物群及びこれらと一体をなす環境（環境物件）の保存を住民と行政が一緒になって取り組んでいく必要がある。また保存にあたっては、地域住民の生活環境の快適性や利便性、また防災機能の向上に対する配慮も必要である。このことを常に念頭に置きながら、伝統的建造物群の管理及び修理、修景に努めるとともに、保存地区の特性を活かした生活環境の整備に努めることが大事だと考えられる。

4) 保存対象物件の考え方

今回の保存対策調査によって、保存地区内には江戸、明治、大正、昭和、平成と各時代の建物が存在することが判明している。保存計画ではそれら建物の中で保存地区の歴史的景観を構成している保存すべき物件を特定する必要がある。特定に際しては色々な考え方があると思うが、現在復元が困難で、かつ歴史的な町並みを構成している建物を保存対象物件とするのがふさわしい。新建材が入ってこない昭和戦前期(昭和20年)以前の建物の特定を図ることが適切であると考ええる。

よって保存対策調査で確認された昭和戦前期以前の建物や歴史的景観に寄与している竹林、庭木全てを保存すべき物件の候補とし、所有者と交渉を進め、所有者が同意した物件については保存すべき伝統的建造物

及び環境物件として保存計画において特定すべきと思われる。ただし上河原町における未着手の都市計画道路線内にある保存対象物件については、伝統的建造物群保存地区制度と都市計画道路計画との整合を図るため、都市計画道路計画の見直しがなされた後に特定化を図ることが望ましい。また当初所有者が不同意であった候補物件についても、伝建地区決定後の保存整備事業等の推移によって、保存物件の特定についての理解が進むと思われるので、継続的に同意依頼を行い、保存物件の特定増加を図ることが可能と考えられる。

5) 保存整備の方針

保存地区内には、比較的良好に原状を維持している建築物等が多いが、改造や経年による老朽化や破損あるいは歴史的風致に調和しない広告物等による改変も見られる。これらの多くは、適切な修理や修景を行えば保存地区の風致にふさわしい外観に回復することが可能である。

このことから、地区住民の理解と協力のもと快適な生活の確保と防災機能の向上を図りながら、伝統的建造物の外観を保存するための「修理基準」を、また伝統的建造物以外の建築物等の新築・増築・改築・移転等については、施主が伝統的様式に則った修景を希望する場合の「修景基準」、保存地区の歴史的風致を最低限損なわないための「許可基準」をそれぞれ定め、これら3つの基準を適切に運用して、保存地区の伝統的な町並みの保存整備を進めることが最適である。これら修理基準や修景基準に基づく保存整備事業については経費的な助成及び技術的な支援を行い、保存地区の住民等で組織される保存団体と連携して計画的に進めることも運用上大切なことである。

6) 修理・修景・許可基準の方針

保存地区の伝統的な町並みの保存整備を進めるにあたっては、「修理基準」「修景基準」「許可基準」の3つを定め、適切に運用していく必要がある。保存地区には、武家地と町人地といった町並みの景観が大きく異なる2つの地区があることから、地区ごとの景観の特性に配慮した基準を保存対策調査の成果を活かしながら設ける必要がある。

基準作成にあたっては、保存地区の伝統的な建造物に造詣の深い専門家と地域住民の代表者から構成する「篠山市伝統的建造物群保存地区修理・修景基準検討委員会」を設置して、保存対策調査の成果をもとに基準素案作成に関する審議・検討を行い、平成 16 年 3 月に基準素案について承認を得た経過がある。今後、検討委員会で承認を得た基準素案（表 5.4-2）を篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会において審議・検討を行い、審議会で承認を受けたものを保存計画に反映させる予定である。またそれら基準の適切な運用というものが行政に求められるため、運用の方法を定めたガイドラインの作成、それを専門的な立場から指導・助言する町並みアドバイザーの設置等を検討することとする。

7) 環境整備計画の方針

環境整備計画は、保存地区内で行政が取り組む公共空間の整備計画で、さまざまな公共主体が実施する事業を調整し、伝統的建造物群保存地区にふさわしいものに誘導することを目的とし、以下の計画を進める必要がある。

第一に保存地区の町並み保存のために、公開、管理施設の設置並びに充実努めるとともに、町並みに対する理解を促すために必要な標識や案内板等を設置する。

第二に保存地区の総合的な防災計画を保存地区決定後早期に策定し、災害に対する安全確保に努める。

第三に保存地区内の国指定史跡篠山城跡については、多くの市民に親しまれている篠山市を代表する歴史的文化遺産であり、伝建地区指定後も平成 10 年度に策定した「史跡篠山城跡整備基本構想」に基づき、史跡の保存修理事業を継続的に実施し、町並みとともに篠山城下町の歴史的景観の保存、復元に努める。

第四に保存地区において歴史を活かしたまちづくりを進めるため、町並みの履歴を考慮した整備を図るよう進める。路面の舗装、側溝の改良等については、保存地区の歴史的風致に調和したものになるよう整備に努めるとともに、歩行者の安全確保のため歩行者専用道路の整備を推進する。電柱、架線等は、保存地区の歴史的風致を阻害しないよう移設、埋設等の整理に努

める。建築物等に設置する広告、看板等については、保存地区の歴史的風致にふさわしいものとする。これに併せて、歴史的風致の保全及び文化財保護の観点から、篠山城下町において 30 年以上未着手となっている都市計画道路等既存公共計画の見直しについて検討を加える。

第五に保存地区の周辺にも、伝統的建造物が数多く点在し、特徴ある歴史的風致を形成していることから文化財保護法による文化財建造物の指定や登録有形文化財制度を活用し、その保護保存を図るものとする。また篠山城下町は兵庫県の「景観の形成等に関する条例」に基づき景観形成地区に指定されていることから、この制度を活用するとともに、将来的には現在国会において審議中の「景観法」が施行された後に、同法に基づく景観地区への指定も視野に入れながら、特徴ある魅力あるまちづくりを進め、城下町全体の町並み保存と活用に努める。

8) 篠山における町並み保存の未来

最後に、篠山における町並み保存の未来像はどうあるべきか、歴史的景観の再生を通して地域の再生を如何に図っていくべきかについて、少し述べてこの項を終えることにする。

都市計画の専門家である越澤明氏はその著書の中で、都市計画の課題について非常に示唆的な記述をされている⁽¹⁾。その一つに以下のような記述がある。「豊かさを実感しうる市民生活とは、魅力ある街においてのみ達成されるものであり、その鍵は都市計画、インフラ整備にある」。魅力的な街でなければ、住民は日々の生活やトータルな人生において満足感や充足感を得ることはできない、その鍵は都市計画やインフラ整備にある、と言われる。別の記述を借りると都市計画、インフラ整備は「街路、公園、河川などの、公共空間のゆとりと美しさ、町並みの調和」などであり、それが魅力的な街の根幹である、となる。町並み保存を考えていく上で非常に含蓄を含んだ文章である。

篠山城下町が衰退と空洞化を来していると言われて久しい。道路美装化やスポット公園などの整備がある程度進み歴史的町並みも何とか残っているが、入念に都市計画され整備され、また長い時間をかけて都市基

盤が蓄積されたまちというには及ばない現在の状況がある。様々な整備計画が次々と立案されるがなかなか軌道に乗らず、逆にそんな中で行政や城下町自身が、悪く言えば限られた江戸期以来のストックを利用するだけで、新たな魅力の創出、ストックを増やしていくことを怠ってきた帰結が、現在の城下町の衰退を招いた要因と言えるかも知れない。一方的に利用し利用されるだけのまちに、そこに住む住民が魅力と豊かさを実感するとは考えにくい。衰退の過程の中で、住民自ら活力を生みだしあらがう作業もまた困難である。町並み保存は、町並みの調和を主体としてゆとりと美しさを備えた公共空間の創出を図るものである限り、一朝一夕には到底行くものではないが、そこに帰着し現実には町並みを良質なものに変えていく作業をスタートさせることが、今保存地区に与えられた課題解決の本質ではないかと思われる。

豊かさの実感は生活の質にあるという意味では、住空間が良質に整備されたものになっていくことは重要である。越澤氏は、都市の魅力の源泉は洗練された公共空間や町並みとともに、「そこで暮らし、生活する人々のライフスタイルの美しさと活気に存在する」とされる。町並みの整備が徐々に進捗し景観が変わっていく中で、住民がまちに新たな魅力を見出し得るならば、それは住民の感性や生活の質そのものをよりよく変えていく契機になるのではないかとも思われる。

越澤氏はまた、「住みたい都市として魅力があり、環境がよいのも、若者が住まず、商店街も沈滞し、衰退していくのも、また、安全で安心なまちであるのも、震災時に危ないまちであるのも、今後は、それはそれで都市の個性と割り切ることが必要である。まちの姿は基礎的自治体の自己責任であり、中長期の都市政策の積み重ねの結果であることを強調したい」とも言われる。住みたい都市としての魅力とは、住民が自分の生まれ育ったまちに暮らし続けたい、いつかは帰りたい、終の棲家としたいという想いが生まれるかどうかということと解釈できる。ほかで暮らしたいが、ここしか適当なところがなく仕方なく住んでいる、ここでもなくともほかでもよい、という意識は、そのまちに魅力がないことの現れである。居心地が良く、そこに住んでいることをちょっと誰かに自慢したい、そんな本

物を残したまちづくりを町並み保存の目標として取り組むべきではないだろうか。ただし、まちの姿は基礎的自治体の自己責任という言葉には重いものがある。篠山城下町の未来の姿がどうなっているのか、それは日々の施策の積み重ねと住民の理解と支援の帰結にほかならない。感性と自己責任が問われるのは、住民のみならず自治体そのものであることを肝に銘じておかなければならない。

【5.4 注釈】

(1) 越澤明『東京都市計画物語』（ちくま学芸文庫）

表 5.4-2 修理・修景・許可基準（案）

		修理基準	修景基準	許可基準
対象保存地区		全地区	西新町・南新町・東新町	小川町・下河原町・上河原町
建築物	敷地割	外観を維持するため、原則として現状維持または復原修理とする。	現状維持を原則とし、間口を細分化しない。	現状維持を原則とし、間口を細分化しない。
	位置・規模	同上	通りに面する箇所に伝統的町並みと調和した塙、又は垣及び門を原則として設けることができるような壁面位置とし、周囲の伝統的建造物の壁面線に揃えて調和を図るものとする。	上・下河原町及び小川町の主要な通りに面する建築物は、隣家との間をできるだけあけないようにし、通り側の壁面を伝統的町並みの壁面線に揃えて調和を図るものとする。その他の建築物は、伝統的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。
	高さ	同上	地上2階建以下とし、屋根高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。	地上2階建以下とし、屋根高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。
	構造	同上	原則として、木造とする。	原則として、木造とする。
	屋根	同上	切妻造り、入母屋造り、寄棟造りのいずれかとする。 屋根は日本瓦（いぶし銀又は黒色つや消し）葺き又は銅板葺きとする。 屋根勾配は伝統的町並みと調和したものとする。	切妻造りまたは入母屋造りとし、周囲の伝統的建造物の特性を考慮して妻入又は平入とする。 屋根は日本瓦（いぶし銀又は黒色つや消し）葺きとする。 屋根勾配は伝統的町並みと調和したものとする。
	軒・庇	同上	軒、庇の出、高さは周囲の伝統的建造物に合わせ、伝統的町並みとして調和のとれた連続性を保つものとする。	上・下河原町及び小川町の主要な通りに面する建築物の1階と2階の間には必ず瓦庇を設ける。 軒、庇の出、高さは周囲の伝統的建造物に合わせ、伝統的町並みとして調和のとれた連続性を保つものとする。
	外壁	同上	外壁は土壁、漆喰、板壁等伝統的材料や自然系材料とし、伝統的町並みに調和したものとする。	外壁は土壁、漆喰、板壁等伝統的材料や自然系材料とし、伝統的町並みに調和したものとする。
	建具	同上	建具の位置及び形態は、建築物全体の外観と調和したものとする。 通りから望見できる箇所にある建具は原則として木製とする。	建具の位置及び形態は、建築物全体の外観と調和したものとする。 通りから望見できる箇所にある建具は原則として木製とし、必要と思われる箇所には格子を設ける。ただしやむをえず金属製とする場合は、金属製建具が目立たないよう伝統的な格子をつける。
	基礎	同上	コンクリート面の露出が目立たないようにする。	コンクリート面の露出が目立たないようにする。
	色彩	同上	無彩色又は自然の素材色を基調とした色彩を原則とし、伝統的町並みに調和したものとする。	無彩色又は自然の素材色を基調とした色彩を原則とし、伝統的町並みに調和したものとする。
	設備機器等	通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ・着色をした外観上目立たない目隠しを行うものとする	通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ・着色をした外観上目立たない目隠しを行うものとする。	通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ・着色をした外観上目立たない目隠しを行うものとする。
工作物	門	原則として、現状維持または復原修理とする。	伝統的町並みに調和した瓦もしくは自然材で葺いた小屋根をもち、扉は木製の板戸または格子戸の門とする。規模や高さについては、周囲の伝統的建造物の門と同等とする。	伝統的町並みに調和した瓦もしくは自然材で葺いた小屋根をもち、扉は木製の板戸または格子戸の門とする。規模や高さについては、周囲の伝統的建造物の門と同等とする。
	塙	同上	伝統的町並みに調和した屋根付き漆喰塗塙又は板塙又は土塙もしくは垣とし、高さは周囲の伝統的な塙及び垣と調和させる。また塙に扉を設ける場合は、木製の板戸または格子戸とする。	伝統的町並みに調和した屋根付き漆喰塗塙又は板塙又は土塙とし、高さは周囲の伝統的な塙と調和させる。また塙に扉を設ける場合は、木製の板戸又は格子戸とする。
	屋外広告物	同上	掲出数は必要最小限とし、大きさ・位置・色彩等については、周囲の景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。	掲出数は必要最小限とし、大きさ・位置・色彩等については、周囲の景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。
環境物件	木竹	伝統的町並みに調和するよう現状維持及び保全、または復旧とする。		
車庫・駐車場				駐車場を設ける場合は、原則として塙や垣等を設けるなどして外部から見えないようにし、歴史的景観を損なわないものとする。また車庫の場合は、建築物の許可基準に従うものとする。
土地の形質の変更				変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。空地が生じた場合は、歴史的風致を損なわないよう管理運用を図る。
木竹の伐採・植栽				伐採・植栽後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。
土石類の採取				採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。